

令和4年度 第4回岐阜県地方独立行政法人評価委員会 次第

開催方法 : 書面開催

議題(1)

公立大学法人岐阜県立看護大学の業務の実績に関する評価実施要領の変更について

全体評価における評価段階(SからD)の区別が曖昧であるとの意見を受け、説明をより明確とするため、所要の改正を行う。

資料1 — 1	新旧対象表 (各事業年度)
資料1 — 2	公立大学法人岐阜県立看護大学の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領
資料1 — 参考	岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

議題(2)

役員報酬等支給基準等の変更について

令和4年度岐阜県人事委員会勧告を受けて県の教育職に係る期末・勤勉手当支給割合が改定されたことから、公立大学法人岐阜県立看護大学の常勤役員の期末特別手当の割合を県に準じて変更したもの。

また、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の監事の手当にかかる支給方法を改正したもの。

【看護大学関係】

資料2 — 1	役員報酬等支給基準(変更後)の知事からの通知
資料2 — 2	役員報酬等支給基準の変更について
資料2 — 3	役員報酬等支給基準の変更について(意見)

【病院関係】

資料3 — 1	役員報酬規程(改正後)の知事からの通知
資料3 — 2	役員報酬規程の改正について
資料3 — 3	役員報酬規程の改正について(意見)